

【提案項目】

52 地方公共団体情報システムの標準化に係る支援等について

【提案要旨】地方公共団体情報システムの標準化に対する財政支援の拡充

■提案事項

- 地方公共団体情報システムの標準化に向けた財政支援の充実を図ること
地方公共団体情報システムの標準化は、法対応によるバージョンアップであることから、アプリケーション開発に相当する経費を補助対象経費に含めることなど財政支援の充実が必要である。
システム標準化対応後の「ガバメントクラウド」の利用では、クラウド利用料のほかネットワーク費用、システム利用料、保守運用費などの費用の増大が予測されており、移行後の運用コスト増の対策として、費用の透明性を確保するため、標準利用料を国で公開・共有する必要がある。
標準化対応後のシステムについては、窓口DXSaaSやマイナポータルからシステム間連携をデジタルで処理ができるよう、申請情報受口となる標準APIの整備を実装必須機能とする仕様変更が必要である。

【提案先：総務省・内閣府・デジタル庁】

- 地方公共団体情報システムの標準化は、法対応によるバージョンアップであることから移行に係る経費は全額補助対象となると考えている。しかしながら、システム標準化に係る補助金(デジタル基盤改革支援補助金)では、事業費のうち約75%にしか充足しておらず、内容的にも標準化対応アプリケーション費用やミドルウェアに係る費用が対象外経費となっている。そのため、補助対象範囲の拡充および補助上乘せとするなど、更なる財政措置が必要である。また、自治体の責めによらない理由で移行期限が延長となった場合、令和8年度以降の移行経費についても全額国庫負担による財政措置が必要である。
また、移行経費自体についても、システム会社の人的リソース不足や標準化仕様の変更にかかるリスクヘッジのため、高止まりしており、適正価格での契約になる様に国がシステム会社に対して価格の妥当性をチェックする必要がある。
- システム標準化対応後の「ガバメントクラウド」の利用では、クラウド利用料のほかネットワーク費用、システム利用料、保守運用費などの費用がかさむことが試算されており、現状のオンプレミス環境に比べ、運用コストが増える試算となっている。クラウド利用料は、令和6年度はディスカウントされることが決定しているが、令和7年度以降については、詳細が示されていない。
また、標準化後の業務システムにかかるSaaS利用を全ての自治体において適正価格で契約にするためには、価格の透明性を高める必要があるため、各業務システムのSaaS標準利用料を国で公開・共有する必要がある。
- 本市では、令和5年度より窓口DXSaaSを導入しているが、独立したツールでの提供となっており、一部のシステムではオンラインのデジタル情報を印刷して手入力で連携となっている。このままでは、窓口DXSaaSやマイナポータルからの申請データが、システム標準化後の基幹システムへのデータ連携がデジタル化できないままになってしまう。
そのため、システム間連携をデジタルで処理ができるよう、標準化システムでは申請情報受口となる標準APIの整備を実装必須機能とする必要がある。